

	主体等	制度・事業名など	個別事業・制度概要など	現状・実績など	目的・目標など
1	(区) 美化活動・緑化活動	クリーングリーンなかはらキャンペーン	町内会・自治会、市民団体、小学校向け緑化推進活動や美化活動の実施を啓発する、区独自の美化活動キャンペーン。	平成26年3月10日～3月20日(平成25年度) 平成26年3月13日 駅前清掃キャンペーン〔平間駅周辺〕 (平成26年度については、平成27年3月実施予定)	各町内会・自治会、市民団体、小学校において、清掃活動日を設けて、道路、公園、駅前広場の清掃を実施することで、区内美化の意識の向上を企図
2	(区) 美化活動(町内会・自治会)	町内清掃	町内会・自治会を中心として、周辺地域を対象に清掃活動を実施。	各町内会・自治会において実施	区内の地域の美化
3	(区) 美化活動(NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメント)	早朝清掃	NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメントを中心として、武蔵小杉駅周辺地域を対象に清掃活動を実施。	月1回(第1土曜日朝)開催 (平成25年度:9回開催)	武蔵小杉駅周辺の清掃を実施することによる良好な住環境の形成
4	(市・区) 美化活動(美化運動実施中原支部)	市内統一美化活動	駅前広場、住居周辺、公園、商店街、学校敷地内・周辺等を対象に、普通ごみや空き缶、ペットボトルなどの回収の美化活動や、路上違反広告物の撤去を実施。	市内全域を対象として実施され、各区においては美化運動実施各区支部を設置し、町内会連合会をはじめとする住民組織や団体、民間企業、大学などと連携 (平成26年度:9月28日(日)実施／毎年9月末～10月初旬)	住民等の参加による美化活動を行うことにより「美しく すみよい ふるさと川崎」をめざすとともに、住民相互の連携を深め、美化意識の高揚を企図
5	(市・区) 美化活動・啓発運動	多摩川美化活動	市内統一美化活動の一環として、全市区において、市民(団体等)、企業、行政が一体となって区域内の堤防、河川敷を中心に清掃活動を実施。	6月1日(日)(平成26年) 中原区内対象箇所:第3京浜多摩川橋からガス橋 3,000人超の参加者により実施	河川への愛護意識の高揚を企図
6	(市・区) 地域の緑化活動	地域緑化推進地区制度	自分たちのまちを緑豊かな住み良いまちにするために、住民が自ら、地域の緑化をどう進め、緑地や樹木等をどう管理していくかなどの計画を定め、市長の認定を受けて、自主的な緑化運動に取り組む地区を地域緑化推進地区といい、市が緑化活動の支援を実施。	(市内認定)平成25年度 18地区 中原区:井田みすぎ(井田三舞町及び井田杉山町の18.40ha)	地域の緑化推進
7	(中原区まちづくり推進委員会) 美化活動	落書きのないまち ミッションは落書消し	区内の落書き場所を調査し、道路公園センター、日本旅客鉄道株式会社(JR)、東京電力、警察・郵便事業株式会社などの施設管理者と作業実施の調整をしながら、学校関連・自治会・町会関連・商店街などの該当落書き施設管理者とともに落書き消しを実施。	約2年半での調査で見つけた区内箇所 800か所 (平成25年度報告)	区内のまちの美化と犯罪抑制
8	(中原区まちづくり推進委員会) 活動	区民憩いの庭園づくりプロジェクト808	区役所内に設置された八百八橋周辺の整備のほか、敷地内のオリーブの木の有効活用を行う活動。	八百八橋に特化した散策ルートマップづくり、周辺の落葉、雑草対応、花クラブ等の他団体との連携 (平成26年度予定)	区内のまちの美化
9	(中原区まちづくり推進委員会) 美化活動	住みやすい中原区をめざそう マナー・モラルアッププロジェクト	区内の小・中学生を対象として、地域におけるマナー・モラルアップの啓発や環境問題への関心を高めるため、絵画作品を収集し、優秀作品の表彰、区民祭や商店街などへの作品展示を実施。	収集した作品をより団体等との連携による多くの場で展示 (平成26年度予定)	区内の小・中学生を対象とした地域におけるマナー・モラルの向上、環境問題への関心を高めるとともに、作品を通して地域社会への参加意識を高めることを企図
10	(中原区花クラブ実行委員会) 植栽活動	区民の手で花いっぱい 中原事業	公募市民により構成された花クラブ実行委員会が、駅周辺、庁舎、図書館等8か所に年2回の植栽と日常の管理作業を実施。	6月…季節の花植栽、12月…パンジー植栽 その他、親子花植体験教室、花植講習会(1月開催予定) (平成26年度予定)	花によるうるおいのまちづくりを進め、区民に安らぎと憩いの空間を提供し、また、花によるまちなかのイメージ向上を企図
11	(なかはら20年構想委員会)	ダンボールコンポスト講座の開催	平成25年度から、生ゴミからたい肥を作る、「ダンボールコンポスト」講座を市環境局及び市民団体「環境を考え行動する会」の協力のもとに開催。	7月21日実施(平成26年度)	環境に配慮した事業に取り組み、市民向け啓発
12	(川崎フロンターレ選手会) 美化活動	多摩川エコラシコ	川崎フロンターレ選手会主催の多摩川清掃活動で、選手とサポーターによる清掃活動だけではなく、清掃と合わせて、多摩川やごみについて学ぶ取組も実施。	8月10日実施(平成26年度) 小学生以上を対象に「選手と一緒にごみ分別体験学習」実施。正しいごみの分別を学び、スケルトン型ごみ収集車によるごみ処理の実演を見学。	よりきれいな多摩川を取り戻そうと、日頃の感謝の気持ちを込めて清掃する社会貢献活動

まちの美化に関わる取組事例について

13	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	出前ごみスクールの充 実・拡大	身近なごみのことについて考える環境教育・学習の取組として、職員が小学校に出向き、ごみと資源物の正しい分け方やリサイクルの大切さなどについての授業を実施。	市内全小学校(113校)や幼稚園等を対象 122回開催(平成24年度) (区内・公立小学校18校全校を実施予定／平成26年度)	ごみ問題に意欲と関心のある市民と連携しつつ、 様々な環境教育や環境学習の場の拡大を図る。 (環境教育・環境学習の促進)
14	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	ふれあい出張講座の充 実・拡大	身近なごみのことについて考える環境教育・学習の取組として、職員が地域で出向き、ごみと資源物の正しい分け方やリサイクルの大切さなどについての講座を実施。	住民組織やPTA 等の団体を対象 66回開催(平成24年度) (中原区 11回／町内会・自治会、PTA、こども文化センター、わくわくプラザなどで実施／平成26年4月～9月)	ごみ問題に意欲と関心のある市民と連携しつつ、 様々な環境教育や環境学習の場の拡大を図る。 (環境教育・環境学習の促進)
15	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	リユース食器やマイカッ プの普及	お祭りやイベントなど多くの人が集まる場所において、リユース食器やマイカップの使用を普及促進。	九都県市廃棄物問題検討委員会の取組として、市内66店舗(平成24年度)のコーヒーショップと連携。 マイカップ(ボトル)の普及啓発キャンペーンを実施	再利用に向けた意識の向上を図る
16	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	廃棄物減量指導員制度	「市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」に基づき、平成6年4月に「川崎市廃棄物減量指導員」制度を創設 廃棄物減量指導員は、町内会・自治会などの住民組織団体からの推薦により、市長から2年間の任期で委嘱を受けて活動する、ごみの減量とリサイクルを推進するボランティア・リーダー。	減量の普及啓発、資源集団回収、不用品交換会等のリサイクル活動実践の指導、排出方法の順守指導、廃棄物行政に関する意見及び情報の提供に関することなどを行う。 約1,850名(平成24年度) (中原区 328名登録／平成26年10月1日現在)	ごみの減量・リサイクル活動の活性化
17	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	ごみ減量推進市民会議 の実施	ごみ減量の取組を市民と協同して推進することを目的として、市民、廃棄物減量指導員、事業者、専門家などから構成される「川崎市ごみ減量推進市民会議」を設置し、運営。	7回開催(平成24年度) 会議では、「3Rの普及啓発チラシの作成」「生ごみリサイクル」「リサイクルエコショップ制度の充実」の分科会で、会ごとの活動テーマの設定や課題に対する検討を実施	市民参加の促進
18	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	不法投棄防止に向けた 取組	臨海部を中心として発生している産業廃棄物等の不法投棄について、未然防止対策を実施。	廃棄物不法投棄・監視指導員の設置 市内全域の不法投棄物の撤去と再発防止 夜間警備パトロールの実施 など	まちの美化推進
19	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	各種普及啓発キャンペ ンの実施	環境省主唱の「ごみ減量・リサイクル推進週間」(平成24年5月30日から6月5日まで)の中で5月30日をごみゼロの日と定め、5月のポイ捨て禁止・路上喫煙防止統一キャンペーンを実施。	ポイ捨て禁止キャンペーン実施(年12回) 市内7か所の散乱防止重点区域中心	
20	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	資源集団回収事業 (奨励金制度) (報償金制度)	地域のリサイクル活動として、町内会・自治会及びPTA等が取り組んでいる資源集団回収活動を奨励するため、回収量1kg当たり3円の奨励金を交付。 回収業者に対して集団回収事業の拡充及び回収業者の支援のため、回収量1kg当たり1円の報償金を交付。 ※資源集団回収の拡充のため、回収業者の育成と資質の向上を目的に市資源集団回収事業連絡協議会を設置し、補助金を交付し支援。	・集団回収量(全市) 平成21年 47,474t、平成22年 46,684t、平成23年 48,260t 平成24年 47,875t 実施団体登録数(平成25.年4月) 1,241団体 登録回収業者数(平成25.年4月) 107業者	第7期分別収集計画 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づいて、ごみの発生抑制を図るとともに、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の一層のリサイクル推進に向け、市民・事業者・行政の役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針と具体的な推進方策を示したもの。 〔基本方針〕 (1)限りなくごみをつくらない社会を創ること (2)市民・事業者・行政が信頼し協力し合える関係を築くこと (3)市民の健康的で快適な生活環境を守ること
21	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	リサイクルコミュニティセ ンター及びリサイクルビ レッジの運営	【橋りサイクルコミュニティセンター】 地域のリサイクルコミュニティの拠点として開設され、情報コーナー・実践コーナー・学習コーナー・リサイクル家具展示コーナーを設置。 【リサイクルビレッジ】(王禅寺、堤根の2か所) 粗大ごみの中から再利用できる品物を展示し、希望者に抽選で無料提供する施設を運営。	・橋RC (展示コーナー) 入場者数 12,711人、展示数 480点、エコぞうり教室等 160回 ・ビレッジ 入場者数 702人、展示数 240点 (平成24年度)	
22	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	フリーマーケットの開催	ごみの減量化・リサイクルへの取組を啓発するとともに、家庭の不要品を再利用する目的で実施。	1回開催(平成24年度)	
23	(市)資源ごみ、 ごみの減量等 美化活動	適正包装の推進指導	中元・歳暮時期の年2回、デパート・スーパー・商店会等に対し過剰包装の自粛に向けた協力を要請。	約1,600店舗配布(平成24年度)	

まちの美化に関わる取組事例について

24	(市)資源ごみ、ごみの減量等美化活動	リサイクルエコショップの認定	環境への影響に配慮し、廃棄物の再利用に積極的に取り組む商店・商店街等をリサイクルエコショップとして認定。	認定店舗 403店舗(1商店街含む)(平成24年度)	第7期分別収集計画 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づいて、ごみの発生抑制を図るとともに、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の一層のリサイクル推進に向け、市民・事業者・行政の役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針と具体的な推進方策を示したもの。 [基本方針] (1)限りなくごみをつくらない社会を創ること (2)市民・事業者・行政が信頼し協力し合える関係を築くこと (3)市民の健康的で快適な生活環境を守ること
25	(市)資源ごみ、ごみの減量等美化活動	社会科副読本「くらしとごみ」の作成	環境教育の一環として、市内の小学3、4年生を対象に社会科副読本「くらしとごみ」を作成配布。廃棄物事業やごみ減量化・リサイクルの大切さの理解を図る。	小学生用 13,700冊 教員用手引 700冊 (平成24年度)	
26	(市)資源ごみ、ごみの減量等美化活動	「ごみと資源物の分け方・出し方ハンドブック」の作成	ごみの減量やリサイクルの推進に向けた普及啓発を推進するとともに、ごみの出し方のルール・マナーの徹底を図るため、分別収集の日程等を記載した「ごみと資源物の分け方・出し方ハンドブック」を作成し、全戸配布。	800,000枚配布(平成24年度)	
27	(市)資源ごみ、ごみの減量等美化活動	環境教育・環境学習の促進	ごみ問題に意欲と関心のある市民の方々と連携しながら、様々な環境教育や環境学習の場の拡大を図る。 【出前ごみスクール】 小学校等でごみの減量リサイクルの体験学習を行う。 【ふれあい出張講座】 自治会や町内会などのイベントで体験学習等を行う。 【エコ・クッキング】 ごみの発生しない料理方法について体験学習等を通じ普及を図る。	【出前ごみスクール】全市122校開催(平成24年度)(中原区 全公立校18校／平成26年度予定) 【ふれあい出張講座】全市66団体(平成24年度)(中原区 11件(町内会・自治会、PTA等)／平成26年9月末) 【エコ・クッキング】全市4回(平成24年度)	
28	(市)資源ごみ、ごみの減量等美化活動	生ごみリサイクルの推進	生ごみ処理機等の活用や生ごみリサイクル講習会の開催など、家庭系生ごみを中心とした小さな循環を拡大するとともに、事業系生ごみを中心とした大きな循環について民間主体の減量・リサイクルの取組の拡大を図る。	—	
29	(市)資源ごみ、ごみの減量等美化活動	グリーン購入の促進	ごみの発生の少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への不可の少ない製品を積極的に購入し利用するグリーン購入の拡大に向けた普及啓発を促進する。 市グリーン購入推進方針に基づいて、市自らがグリーン購入を促進。	—	
30	(市)資源ごみ、ごみの減量等美化活動	ごみ相談窓口による相談	市民にとって身近な場所である区役所において、ごみ相談窓口を設置し、資源物とごみに関する相談や古着類の受け取りなどを実施。	毎月第4 土曜日 (幸区役所は第2、第4 土曜日)の午前	
31	(市)資源ごみ、ごみの減量等美化活動	ふれあい収集	身近な人の協力が困難で、自らが一定の場所までごみ(普通ごみ・資源物、粗大ごみ)を持ち出すことができない方々(高齢者、障害者)を対象に、ごみを排出者宅前又は所定の場所まで直接収集しに行くサービス。	申込受付手続きは、管轄の生活環境事業所において個別に	高齢者・障がい者等への対応に向けた市民サービス
32	(市)公園、緑道緑地の除草、清掃等美化活動	公園緑地愛護会	公園及び緑道緑地の除草、清掃等の美化活動や公園施設の保全を自発的に行う団体を「愛護会」として設立し、市が報奨金を活動に対して交付。	(中原区) 団体数23、公園数27 (平成26年4月現在)	活動を通じて地域緑化の推進と公共施設への愛護心の普及向上を企図
33	(市)公園、緑道緑地の除草、清掃等美化活動	管理運営協議会	公園緑地愛護会から地域の地元で新たに組織する管理運営協議会へと移行が進められている。 公園の除草、清掃、ごみ処理、樹木の下枝落とし、低木の刈込などを実施。利用については、一部、道路公園センターを介さず、協議会で利用調整を行う。	(中原区) 団体数58、公園数83 (平成26年4月現在)	身近な公園等を「地域の庭」としてより柔軟に活用してもらうことを企図
34	(市)公園、緑道緑地の除草、清掃等美化活動	街路樹等愛護会	街路樹、グリーンベルトの保護及び育成、その周辺の除草、清掃等の活動を自発的に行う団体を「愛護会」として設立し、市が報奨金を活動に対して交付。	中原区 団体数29、街路樹ブロック数105 (平成26年4月現在)	活動を通じて都市の美化の推進と公共施設への愛護心の普及向上を企図